

建設副産物の処理基準

及び

再生資材の利用基準

平成30年4月改正

千葉県

## 目 次

### 建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準

1	目的	1
2	対象事業	1
3	建設副産物の搬出について	1
4	再生資源の利用について	3
5	建設発生土管理調書の作成及び保存	5
6	建設副産物の処理方法	5
7	積算の方法	6
8	処理計画及び実態の確認	7

### 【別添及び様式】

特記仕様書への記載例	10
建設副産物処理承認申請書（様式－1）	15
建設副産物処理調書（様式－2）	16
建設廃棄物の最終処分の確認書（様式－3）	17

# 建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準

## 1 目的

この基準は、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用に係る総合的な対策を発注者及び施工者が実施するために必要な基準を示すものであり、建設工事の円滑な施工を確保し、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

なお、発注者は、この基準によるもののほか、「千葉県建設リサイクル推進計画2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、より一層の建設副産物に係る総合的対策を適切に推進しなければならない。

## 2 対象事業

千葉県が行う建設工事等（受託事業を含む）を対象とする。

## 3 建設副産物の搬出について

建設副産物については、発生抑制に資する発注計画や設計・積算により、搬出量を抑制するよう努める。

また、工事現場から搬出する場合には、「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）を基本として、原則として経済性にかかわらず一定の条件の下、次の各号に掲げる建設副産物に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより実施する。

### （1）建設発生土

ア 工事現場から建設発生土を搬出する場合は、別に定める「建設発生土管理基準」を遵守するものとする。

イ 「建設発生土管理基準」に定める安全基準に適合した建設発生土は、原則として50kmの範囲内の他の工事現場へ搬出する。なお、千葉県建設副産物対策協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

ウ 他の工事現場での利用を促進するため、ストックヤード、土質改良プラント及び建設発生土情報交換システムを積極的に活用する。

エ 建設発生土の工事間利用ができず、受入地に搬出する場合は、関係法令に基づく必要な手続きのほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

#### (2) 路盤廃材

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

#### (3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

再資源化施設へ搬出する。

#### (4) 建設発生木材

ア 再資源化施設へ搬出する。

イ ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合又は次の①及び②の条件とともに満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

- ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。
- ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合。

#### (5) 建設汚泥

ア 原則として、発生する建設汚泥は現場内において所要の品質を満たす建設汚泥処理土（以下「処理土」という。）に改良し、発生現場での利用を第一に努める。

イ 現場内利用が困難なものについては、「建設汚泥の再生利用に関わる県の運用方針について」（平成18年9月15日付け技第124号）に基づき、県公共工事から発生した処理土は、他の県公共工事を利用する。

ウ 発生現場内で一定の改良を加えることができない場合又はア若しくはイによりがたい場合には、原則として次の①から③までのいずれかの方法により有効利用を積極的に進める。ただし利用の形態によっては、個別指定の手続きが必要な場合もあるので、事前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管している機関に確認する必要がある。

- ① 処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場又は搬出先の工事現場にて処理土への改良が可能な場合に

限る)。

- ② 他の建設工事にて処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する。
- ③ 製品化させる（処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する。

- ・実際の運用に当たっては、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を準用する。
- ・建設汚泥の有効利用の形態に疑義がある場合には、事前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管している機関と協議を行う。

#### （6）建設混合廃棄物

- ア 現場内での分別を徹底し、混合物としての排出量を削減する。
- イ 分別後は、それぞれ再資源化施設へ搬出し、分別できないものや残さ物は中間処理施設、最終処分場へ適宜搬出する。

### 4 再生資源の利用について

「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）を基本として、原則として経済性にかかわらず一定の条件の下、次の各号に掲げる再生資源に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより利用する。

#### （1）建設発生土

- ア 工事現場に建設発生土を搬入する場合は、別に定める「建設発生土管理基準」を遵守するものとする。
- イ 「建設発生土管理基準」に定める安全基準に適合した建設発生土は、50kmの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、原則として建設発生土を利用する。なお、千葉県建設副産物対策協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。
- ウ 他の工事現場から利用を促進するため、ストックヤード、土質改良プラント及び建設発生土情報交換システムを積極的に活用する。
- エ 利用に当たっては、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）の土質区分基準・適用用途標準等を参考にする。

## (2) 再生加熱アスファルト混合物

工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合は、「千葉県土木工事共通仕様書」、「舗装再生便覧」（公益社団法人日本道路協会）等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として再生加熱アスファルト混合物を利用する。

## (3) 再生路盤材

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、「千葉県土木工事共通仕様書」、「舗装再生便覧」（公益社団法人日本道路協会）等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として再生路盤材を利用する。

## (4) 建設汚泥再生品

建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、「千葉県土木工事共通仕様書」等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、その積極的な利用に努める。「国等による環境物品等の調達に推進等に関する法律」に基づく千葉県環境配慮物品調達方針において、特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努める。

## (5) 再生クラッシャーラン・再生砂

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、「千葉県土木工事共通仕様書」、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」（平成28年3月31日付け国官技第379号）、JIS A 5001（道路用碎石）等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、再生骨材コンクリート、路盤材、埋め戻し・裏込め材等として利用するものとする。

## (6) 水碎スラグ

「千葉県土木工事共通仕様書」等に基づき、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、舗装用路床改良材として利用する。

## (7) 溶融スラグ

「千葉県溶融スラグ利用促進指針」、「千葉県土木工事共通仕様書」等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、舗装用アスファルト合材の細骨材、埋戻し材及び路床材として利用する。

#### (8) エコセメント

千葉県型コンクリート二次製品は普通エコセメント使用を原則とする。

ただし、当分の間、普通ポルトランドセメント等についても同等とし、使用できるものとする。

なお、エコセメントの使用に当たっては、「普通エコセメント使用マニュアル（コンクリート二次製品）」（平成14年3月26日付け技第36号）による。

### 5 建設発生土管理調書の作成及び保存

建設発生土を搬出又は搬入する場合は「建設発生土管理基準」に基づき「建設発生土の管理調書」を作成・保存する。

### 6 建設副産物の処理方法

(1) 処理方法は次の2種類とする。

ア 指定 (A)

搬出量の多少にかかわらず処理場所が特定できる場合は、指定(A)とする。

イ 指定 (B)

当初設計時に処理場所をあらかじめ確定できない場合は、指定(B)とする。

(2) 建設副産物の区分と処理方法

次の表に掲げる建設副産物については、その分類毎に定める区分に応じて、それぞれ定められた処理方法とする。

建設副産物の分類	区分		処理方法
建設発生土	第1種 ～第4種	土量が1,000m <sup>3</sup> 未満	指定(A)、(B)
	建設発生土	土量が1,000m <sup>3</sup> 以上	指定(A)
建設廃材	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊		指定(A)
路盤廃材	掘削した路盤材		指定(A)
建設発生木材	建築解体木材など		指定(A)

建設汚泥	浚渫以外の掘削工事に伴って排出されるもののうち、泥状のもの（コーン指数がおおむね200 kN/m <sup>2</sup> 以下又は一軸圧縮強度がおおむね50 kN/m <sup>2</sup> 以下）。なお、泥水などを使用しない地山掘削から発生した泥土を除く。	指定(A)
建設混合廃棄物	建設廃棄物が混合したもの	指定(A)

(注1) 建設発生土については、当初設計時に他の建設工事の処理先を確定できず、指定(A)により難い場合は、指定(B)にすることができるものとする。なお、建設発生土の再利用を促進するために、工事実施までに他の建設工事の処理先を確定するよう努める。

## 7 積算の方法

### (1) 積算に当たっての留意事項

- ア 処理場所等の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意する。
- イ 受入場所、処理場所等の選定に当たっては、運搬費及び処理費等の合計により経済性を比較し積算する。
- ウ 原則として処理場所、運搬距離及び処理方法等の条件を明示する。

### (2) 運搬等の作業に要する費用

#### ア 指定(A)

指定場所までの運搬距離、積替えのための仮置の必要性等、現場条件を勘案した作業計画に応じ積み上げ計算する。

#### イ 指定(B)

これまでの施工実績等から運搬距離、現場条件等を定め、適正に積算する。

### (3) 処理に要する費用

#### ア 指定(A)

- ① 建設発生土を他の工事現場へ搬出する場合は、原則として処理費は計上しない。
- ② 建設発生土の有効利用を促進するため、ストックヤード及び土質改良プラント、事業場所等へ搬出する場合は、必要に応じ処理費を計上することができる。
- ③ 建設発生土を民有地へ搬出する場合は、必要に応じ処理費を計上する。
- ④ 建設廃棄物を再資源化施設、最終処分場に搬出する場合は、処理費を計

上する。

イ 指定(B)

建設発生土を民有地へ搬出する場合は、必要に応じ処理費を計上する。

(4) 建設発生土の民有地処理に要する処理費

ア 民有地に発注者自ら埋立て処理する場合は、築造に要する費用を計上する。

イ 民有地の所有者自らが埋立て等を行う場合は、築造に要する費用は計上しない。

(5) 設計変更

ア 指定(A)

① 原則として、処理先の変更は認めない。

② 工事実施に当たり指定した処理先の条件に変更が生じた場合は、その実情に合わせ変更を行うものとする。

③ 受注者自らの都合による処理先の変更については、変更の対象としない。

イ 指定(B)

設計条件が異なる場合は、協議のうえ変更することができる。

## 8 処理計画及び実態の確認

(1) 処理計画

ア 建設発生土及び建設廃棄物の処理については、「建設副産物処理承認申請書」(様式-1)の提出を受注者に指示し、処理計画を確認する。

イ 建設廃棄物の処理を委託する場合は、排出事業者(元請業者)が収集運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々「建設廃棄物処理委託契約書」により委託契約する。

ウ 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、請負金額が100万円以上の工事を請け負った受注者に「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」の提出を指示し、内容を確認する。

(2) 実態の確認

ア 建設発生土及び建設廃棄物の実態を把握するため、「建設副産物処理調書」(様式-2)の提出を受注者に指示するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)の提出を求め確認する。

イ 受注者が排出した建設廃棄物の適切な処理の実施状況を確認するため、特

記仕様書等への記載により次の①及び②を受注者に指示し、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）等を確認する。

- ① 紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。
- ② 電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物処理法に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

ウ 建設廃棄物の最終処分の確認については、発注者において適切に実施する。

また、最終処分の確認をしたときは、「建設廃棄物の最終処分の確認書」（様式－3）を作成し、関係書類とともに保存する。

エ 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、最終請負金額が100万円以上の工事を請け負った受注者に「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」の提出を指示し、内容を確認する。

## 【 別添及び様式 】

下記の例を参考に建設副産物に関する事項を特記仕様書等に記載すること。

○ 建設工事に係る特記仕様書への記載例

### 【建設副産物】

#### 1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

#### ◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

#### 2. 建設発生土

- 1) 指定（A）（工事間利用）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を

図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先工事名、場所等） 工事 市 町地先  
イ 土質及び処理量 第 種建設発生土 m<sup>3</sup>  
ウ 搬出時期 年 月 ～ 年 月

なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。

2) 指定(A) (その他) の場合

建設発生土 ( m<sup>3</sup> ) は、 地先に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。

3) 指定(B) の場合

建設発生土 ( m<sup>3</sup> ) は、 片道運搬距離は、 km に搬出するものとする。

3. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材 ( t ) は、 市 町地先、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスファルト・コンクリート塊 ( t ) は、 市 町地先、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。
- 2) コンクリート塊 ( t ) は、 市 町地先、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。
- 3) 建設発生木材 ( t ) は、 市 町地先、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。
- 4) 建設汚泥 ( t ) は、 市 町地先、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。
- 5) 建設混合廃棄物 ( t ) は、 市 町地先、片道運搬距離 km の に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

(注) 建設廃棄物のうち建設汚泥の処理及び再生処理土の利用に当たっては、事例に応じて以下の内容の追記等を要する。

事例1 発注側工事と利用側工事の元請業者が同じ「自ら利用」の場合

4. 建設廃棄物

4) 元請業者が建設汚泥を自ら再生処理し、再生利用するに当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。

なお、処理施設の規模によっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の許可が必要となる場合がある。

また、下記の資料を、発注者及び同法を所管する機関に提出すること。

ア 施工計画書

イ 搬出土砂及び搬入土砂の土量バランス、土壤分析結果、安全性の確認できる書類

ウ 有効利用であることの証明

事例2 中間処理業者を介して再生処理する場合

4. 建設廃棄物

4) 建設汚泥 ( t ) は、 市 町地先、片道運搬距離 km の中間処理業者に運搬し、第 種以上に処理するものとする。

5. 再生処理土

1) 指定(A) (工事間利用)の場合

本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先 (相手先工事名、場所等) 工事 市 町地先

イ 土質及び処理量 第 種処理土 m<sup>3</sup>

ウ 搬出時期 年 月 ~ 年 月

なお、搬出手続き等は、監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき適正に処理すること。

## 【建設リサイクル法】

### 1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

### 2. 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

## 【エコセメント】

- 1 設計図書にある千葉県型コンクリート二次製品（※製品名）は普通エコセメント使用を原則とする。  
ただし、当分の間、普通ポルトランドセメント等についても同等とし、使用できるものとする。
- 2 その他は、別紙「普通エコセメント使用マニュアル」（コンクリート二次製品）特記仕様書のとおり。

※丸括弧の中の製品名には、当該工事で使用する製品名を記載すること

## 【刈草・剪定枝等の処理について】

本工事により発生する  
刈草・剪定枝等（　　t）は、　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの　　に運搬  
し、処理するものとする。

### ○ 設計業務委託に係る特記仕様書への記載例

#### 【建設副産物対策について】

- 1 設計業務の条件  
受注者は、設計に当たって建設副産物の発生抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。  
また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

## 様式-1

## 建設副産物処理承認申請書

工事名  
工事場所 年月日～年月日 受注者名  
處理期間 現場代理人名

年月日  
年月日～年月日 住 所  
電 話 番 号

建設副産物 処理場所	建設発生土(m <sup>3</sup> )	路盤廃材(m <sup>3</sup> )	アスファルト・コンクリート塊(tン)	コンクリート塊(tン)	建設汚泥(tン)
所在地 電話番号					
地目	—	—	—	—	
面積 * 高さ	m <sup>2</sup> *	m	—	—	
処理業の許可番号	—				
許可期限	—				
農地転用等 許可番号	—	—	—	—	
処理数量					
処理費用(円)					
運搬距離(km)					
運搬業者 下請業者名 同電話番号 收集運搬許可番号	元請	下請	元請	下請	元請 下請 元請 下請

- (注) 1. 処理される建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。  
 2. 工事現場と処理地の関係がわからぬ場合は、図面を添付のこと。(A4)  
 3. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。  
 4. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。  
 5. この申請書は1部提出すること。

樣式 - 2

# 建設副産物処理調書

名所事工

期間工理處

受注者名  
現場代理人名

日 月 年  
受注者名  
現場代理人名  
住 所 電 話 番 号

(注) 1. 处理された建設副産物に応じて適宜、記入欄を追加すること。  
2. この調書は1部提出すること。

様式－3

年　月　日

建設廃棄物の最終処分の確認書

1 事業名

2 工事名

3 工事箇所

4 受注者住所

氏名

5 受注者が産業廃棄物管理票の交付等をした日

年　月　日

6 最終処分の場所の所在地

7 最終処分終了日

年　月　日

8 E票の写し等の確認日

年　月　日